



大阪+知的障害+地域+おもろい=創造

## 知の知の知の知

社会福祉法人大阪手をつなぐ育成会 社会政策研究所情報誌通算 4180 号 2018.1.30 発行

不妊手術強制、国を初提訴 旧優生保護法の違憲性問う 共同通信 2018年1月30日

旧優生保護法（1948～96年）下で、知的障害を理由に不妊手術を強制された宮城県の60代女性が「重大な人権侵害なのに、立法による救済措置を怠った」として、国に1100万円の損害賠償を求める訴訟を30日、仙台地裁に起こした。旧法を巡る国家賠償請求訴訟は初めて。「憲法が保障する幸福追求権や法の下での平等原則に反する」と違憲性も主張する方針。

国は「当時は適法だった」としてこれまで補償や謝罪をしていない。日弁連によると、旧法による障害者らへの不妊手術は全国で約2万5千人に行われており、「被害」救済を求める声が広がるか注目される。

訴状などによると、女性は58年、口蓋破裂の手術の影響で障害を負った。15歳だった72年、宮城県内の病院で「遺伝性精神薄弱」と診断され、県優生保護審査会の決定を経て不妊手術を受けた。その後、日常的に腹痛を訴えるなど体調が悪化。縁談も子供を産めないと分かった途端、断られるなど精神的苦痛を受けた。

旧法は障害者差別に当たると批判が強まり96年、母体保護法に改定されたが、原告側は「改定時から被害回復が不可欠だったのは明白」と指摘。

特に2004年3月、国会で救済の必要性が議論されたことを重視。立法に必要な合理的期間の3年が経過した後も「救済しなかった過失がある」と主張している。

旧法を巡っては01年の「ハンセン病訴訟」の熊本地裁判決も、不妊手術を「非人道的取り扱い」と批判。国連女性差別撤廃委員会や日弁連も法的救済を国に求めている。

仙台弁護士会は2月2日に電話相談を行う。札幌、東京、大阪、福岡の弁護士会にも実施を呼び掛けている。

旧優生保護法 強制不妊手術、今も悲しみ 提訴断念の女性

毎日新聞 2018年1月30日

「他にも手術を受けた人は全国にたくさんいる。今回の訴訟をきっかけに名乗り出てほしい」――。旧優生保護法下で強制的に不妊手術を受けた宮城県の60代女性が30日、全国初の国家賠償請求訴訟を仙台地裁に起こしたことを受け、同じく手術を強制された同県内の70代女性が訴えた。県に自身の手術記録の開示請求をしたが「破棄されていた」とされ、裁判を起こせなかった。女性が悲しみの半生を振り返った。

女性は県沿岸部の出身。中学3年の時、仙台市内の知的障害児の教育施設に入所し、卒業後は生活の保証人となる「職親」に預けられた。

しかし、待っていたのはつらい仕打ちだった。「ばかなんだから、それ以上食べるともつとばかになる」。そうののしられ、十分な食事も与えられなかった。

16歳の時、宮城県の知能検査を受けた。「精神薄弱者、内因性軽症魯鈍（ろどん）」と診断され、すぐに市内の診療所に連れて行かれた。何も知らされず、麻酔注射を打たれた。気がついた時はベッドの上。自宅に戻った後、両親の話をつらいつらいつら偶然耳にし、不妊手術されたことを知った。

女性は就職などで県内外を転々とした。職場の同僚や友人にも手術のことは打ち明けられなかった。子どもがほしいとの思いを捨てきれず、20代で養子ももらった。

「なぜ、私は不妊手術を受けなければならなかったの?」。女性は知的障害者に交付される療育手帳も持っていなかった。父に問いただすと、「民生委員や職親に無理やり(優生手術を承認する書類に)はんこを押せと言われた」と力なく言った。悔しさとやりきれなさが胸が張り裂けそうになった。

女性は、県に手術の記録を開示するよう求めた。しかし、答えは「既に破棄されている」だった。女性は「証拠となる資料があれば裁判に加わりたい。同意なしに、人を産む能力を奪っておきながら、資料を処分したで済まされるのでしょうか」と問い掛ける。

女性は約20年前からこれまでの経験を手記にしたり、国へ補償を要望したりするなどの活動を続けてきた。「ずっと悩みの中にいた。苦しみはこれからも消えない」が、一人でも多くの被害者が救済されるよう国に働き掛けていく覚悟だ。【遠藤大志、写真も】

## 旧優生保護法 強制不妊手術で国を提訴「尊厳侵害、違憲」



毎日新聞 2018年1月30日

旧優生保護法の下で強制された不妊手術について国に損害賠償を求める提訴を前に、横断幕を持って仙台地裁に入る原告団ら＝仙台市青葉区で2018年1月30日午前10時半、喜屋武真之介撮影

旧優生保護法に基づく優生手術件数

1948年から96年まで半世紀近く続いた旧優生保護法下で、不妊手術を強制された宮城県の60代女性が30日、個人の尊厳や自己決定権を保障する憲法に違反するとして、国に1100万円の支払いを求める訴訟を仙台地裁に起こした。同法に基づいて強制手術を受けた人は全国に1万6475人いるが、国家賠償請求訴訟は初めて。女性側は、被害者救済に必要な立法措置を怠った国の責任について追及する。

一方、国側は、同法が母体保護法に改定されてから20年以上経過したことなどから、損害賠償請求権がなくなる民法規定の「除斥期間」(20年)を理由に棄却を求める構えとみられる。

訴状によると、女性は15歳だった72年12月、「遺伝性精神薄弱」を理由に卵管の峡部(きょうぶ)を縛る不妊手術を強制された。手術後はたびたび違和や痛みを覚え、87年ごろに入院した。卵巣組織が癒着する卵巣嚢腫(のうしゅ)と診断され、右卵巣の摘出を余儀なくされた。不妊手術を理由に地元の男性との縁談も破談となったとしている。

女性側は「子どもを産み育てるという憲法13条で保障された自己決定権や幸福追求権を侵害された」などと訴えている。また、宮城県が女性側の情報公開請求に基づき昨年8月に開示した療育手帳交付に関する資料には、女性の成育歴に「遺伝負因無し」と記されていたことから、「手術の理由を『遺伝性精神薄弱』とした審査過程そのものも信用できない」と主張する。

優生保護法は96年、障害者への不妊手術の項目を削除するなどした母体保護法に改定された。今年で22年が経過しており、除斥期間が大きな争点の一つになる見通しだ。

これについて原告弁護団は「(旧優生保護法下で不妊手術を受けた人がいる)事実を今後どうしていくか考えていきたい」とした2004年3月の厚生労働相(当時)の国会答弁に着目。答弁から立法までに必要な「合理的期間」を3年とみなし、それが経過した07年ごろから国の不法行為(立法不作為)が始まったとして除斥期間には該当しないと反論する構え。

女性側はこれまで厚労省に対し、優生手術を受けた人たちへの救済措置などを求めたが、同省側は「当時は適法だった」と全面的に争う姿勢を見せている。【遠藤大志】

## 優生保護法の特徴と手術数の地域間格差

遺伝と障害を関係づけ、「不良な子孫の出生防止」を掲げた。国は手術を強制する際の身体の拘束、麻酔の使用、欺罔（ぎもう＝だますこと）も認めた。強制手術を受けたのは全国で1万6475人で、記録が残る中で最多は北海道の2593人で、宮城県1406人▽岡山県845人▽大分県663人▽大阪府610人―など続く。少ない順は沖縄県の2人、鳥取県11人で、都道府県によって大きな開きがあるなど多くの実態が不明。

### 旧優生保護法に基づく 優生手術件数

①北海道	2593人
②宮城県	1406人
③岡山県	845人
④大分県	663人
⑤大阪府	610人
⑥静岡県	530人
⑦東京都	483人
⑧山形県	445人
⑨神奈川県	420人
⑩埼玉県	405人
・	
・	
④⑤奈良県	20人
④⑥鳥取県	11人
④⑦沖縄県	2人
※1948～96年。旧厚生省 の「衛生年報」などから 作成	

### 旧優生保護法 強制不妊手術9歳にも 宮城、未成年半数超 毎日新聞 2018年1月30日

「優生手術」と呼んで知的障害者や精神障害者らへの強制不妊手術を認めた旧優生保護法（1948～96年）の下、宮城県で63～81年度に手術を受けた記録が残る男女859人のうち、未成年者が半数超の52%を占めていたことが判明した。最年少は女兒が9歳、男児が10歳で、多くの年度で11歳前後がいたことが確認され、妊娠の可能性が低い年齢の子どもにまで手術を強いていた実態が浮かび上がった。30日には15歳で強制手術を受けた同県の60代女性が、初の国家賠償請求訴訟を仙台地裁に起こす。

宮城県が毎日新聞の取材に対し、優生手術に関する現存記録の一部内容を明らかにした。

それによると、同県で63年度から19年間に優生手術を受けたのは、男性320人、女性535人、年齢性別不明4人で、そのうち未成年者は、男性191人（59%）、女性257人（48%）。手術理由のうち最も多かったのは「遺伝性精神薄弱」の745人で全体の8割超を占め、「精神分裂病」39人▽「遺伝性精神薄弱+てんかん」26人▽「てんかん」15人―など続いた。また、知的障害や精神障害がなくても生まれつき難聴などの身体障害のある14人が手術されていた。

同法に手術対象者の年齢制限の規定はなく、宮城県で手術を受けた859人のうち最高齢は男性51歳、女性46歳で、最年少は男児が10歳、女兒が9歳だった。9歳の女兒は2人で、いずれも不妊手術の理由を「遺伝性精神薄弱」とされ、63年度と74年度にそれぞれ手術を受けていた。また、毎年のように11歳の男女が手術を受けていた。

年代別では、65年度の127人をピークに66年度108人、70年度94人、73年度33人などと減少傾向をたどっていった。

旧厚生省の衛生年報や毎日新聞の調べによると、同意のないまま優生手術を受けた人は同法施行期間中、全国で1万6475人に上り、そのうち記録に残る最多は北海道の2593人で、宮城県の1406人▽岡山県845人▽大分県663人―など続く。

優生手術の執刀経験がある東京都の産婦人科医師、堀口貞夫さん（84）は、実名で取材に応じ、「現在の医学の見地からすれば、9歳の女兒に不妊手術を施すのは非常識だ」としながらも、「当時は法律に基づいて手術をせざるをえなかった」と振り返った。【遠藤大志】

### 【ことば】旧優生保護法

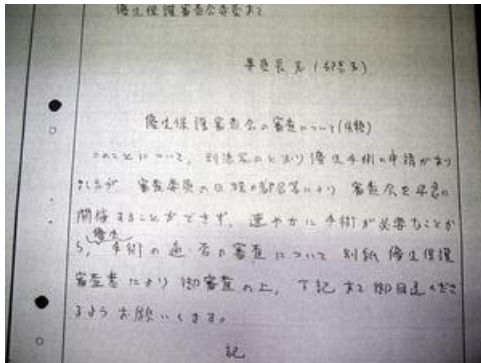
ナチス・ドイツの「断種法」がモデルの国民優生法が前身。「不良な子孫の出生防止」を掲げ、障害を理由に本人の同意なしでも不妊手術を認めた。手術の必要性は医師が判断し、都道府県が設置する審査会が諾否を決めていた。手術を強制する際の身体の拘束、麻酔の使用、欺罔（ぎもう）なども認められ、手術を受けた人が結婚する場合、相手側に不妊手術の事実を通知するよう定めていた。

障害者へ不妊強制「子供が不幸に」 複数県が偏見で審査 田中陽子

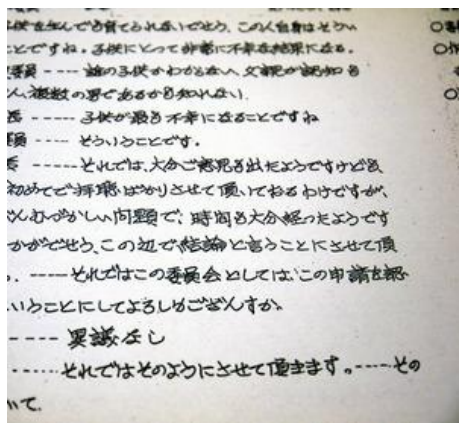
朝日新聞 2018年1月30日

旧優生保護法のもと、障害者らが不妊手術を強制された問題で、朝日新聞が複数の県への情報公開請求などで入手した文書から、手術を決めた審査会の状況が明らかになった。「子供が不幸になる」など偏見や誤った認識に基づいて委員が発言し、判断していた。30日には宮城県の女性が同様の手術の違憲性を問い、国に賠償を求める初の訴訟を仙台地裁に起こす。

鳥取県優生保護審査会の議事録によると、197



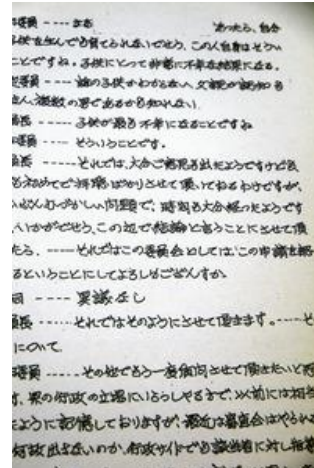
8年11月、遺伝性疾患とされた女性について医師が申請した手術が審査され、委員9人のう



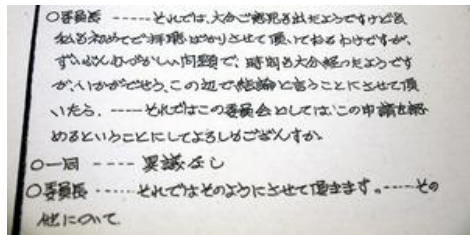
ち8人が出席した。厚生省(当時)は通知で裁判官や検事、大学教授、都道府県医師会長、民生委員らが委員を務めるよう求めていた。

審査会が開けないため、書類で審査するよう委員に依頼する福岡県の文書案(写し)

審査会では事務局が、女性の家族構成や生活歴を説明。「妊娠させられると困る」との理由で、



父親が手術を求めたと述べた。



ある委員は、親族の病歴を調べ切れておらず、遺伝の根拠が薄いと指摘した。すると、精神科医の委員が「精神病というものは遺伝性が多いという原則論に基づいて、1人でもあったら関連性があったことにしないと」と発言した。

「生(産)んでも育てられない」「誰の子供かわからない」などの発言の後、委員長が「子供が最も

不幸になることですね」。手術を認めるかを問うと、一同「異議なし」と答えた。

執行猶予中の万引き、再び実刑回避 認知機能低下を考慮 朝日新聞 2018年1月29日

食料品を盗んだとして執行猶予付きの判決を受けた直後、再び万引きをした男性被告(80)に対し、東京地裁は29日、男性の認知機能低下の影響を考慮し、懲役1年保護観察付きの執行猶予3年(求刑懲役1年6カ月)の判決を言い渡した。執行猶予期間中の犯行

は実刑となるケースが多い。弁護人の梶浦明裕弁護士は会見し、「再犯防止には医療ケアが必要と認めた意義ある判決」と述べた。

判決後に会見した(左から)社会福祉士の今野由紀さんと梶浦明裕弁護士。今野さんは被告の更生支援計画を策定した＝東京・霞が関の司法記者クラブ



判決などによると、男性は昨年3月、都内のスーパーで食料品18点(4千円相当)を盗んだとして、東京地裁で昨年5月、懲役1年執行猶予3年の有罪判決を受けた。だが、判決確定から10日後の同年6月、都内のスーパーで食料品15点(同)を盗んだ。

弁護側は、男性が脳梗塞(こうそく)を患い、衝動的に反社会的行動をとる高次脳機能障害と診断した医師の意見書を提出。社会福祉士も連携し、介護老人福祉施設に男性を入所させる更生支援計画を提出した。

家令和典裁判官は「被告の盗癖は深刻で、実刑も十分に考慮される」としつつ、万引きを繰り返す背景に認知機能の低下の影響があると指摘。社会福祉士による具体的な更生支援計画が作られ、男性が福祉施設に入所している点を重視し、「再犯のおそれが著しく低い」と結論付けた。

判決を受け、東京地検の山上秀明次席検事は「判決内容を精査し、適切に対処したい」とコメントした。

国立障害者リハビリテーションセンターによると、高次脳機能障害は病気やけがによる脳の損傷が原因で反社会的行動などをもってしまう症状で、第三者からは障害と分かりづらい特徴があるという。(後藤遼太)

## 宙に浮く再編計画 県立小児保健医療センター

中日新聞 2018年1月30日

県立小児保健医療センター(守山市)の組織再編計画が宙に浮いている。昨年の県議会十一月定例会議で、三日月大造知事は計画策定に前向きな姿勢を示したが、県財政が厳しく事業の見通しは立っていない。施設の老朽化に加え、専門医師の退職も続いており、関係者は焦りを募らせている。



センターは、小児の難病や慢性疾患の治療を行う高度専門医療機関として一九八八年に開設。県内外から患者を受け入れており、入院患者は年二万六千人以上、外来患者は年五万人以上ある。今後のあり方が注目されている県立小児保健医療センター＝守山市守山で

近年の医療技術の進歩で、心身に重度の障害のある子どもの救命が進み、人工呼吸器などを必要とする患者も増加。しかし、病棟などはこうした患者を想定した設計になっていないため、病室が手狭な上に、たんの吸引など医療機器をつなぐ配管も不足している。

昨年十一月中旬、センターのあり方を話し合う有識者による検討部会では、センターを統括する病院事業庁の担当者らが「病室が狭いので、緊急時に処置できるだけのスペースが確保できない」と窮状を委員らに訴えた。

さらに院内は、老朽化による配管の漏水や詰まりも発生。病室天井から水滴が落ち、男子トイレの一部は、配管に尿石が詰まり、便器から尿があふれ出す事態も。関係者は「いつアクシデントが起きてもおかしくない。管が割れたら、病院機能に影響する。応急処置では根本解決にならない」と危機感をにじませる。

センターの看板診療科の一つ、整形外科の医師の退職が続いていることも、再編計画に影を落としている。同科は、脊椎の一部が形成されない「二分脊椎」や脳性まひ、血行障

害で大腿骨（だいたいこつ）の一部が壊死（えし）する「ペルテス病」など、先天性疾患や難治・慢性疾患において国内有数の治療実績を誇る。

しかし近年、ベテラン医師らが毎年退職。今年三月末にも三人がセンターを去る予定で、退職者の中にはイリザロフ法と呼ばれる骨の再生治療が行える医師も含まれる。このため四月以降、この治療を受けられず困惑する保護者も出ている。

医療関係者によると、小児の整形外科医は成長を見ながら治療を行うことが必要で、一通りの診療が十分行えるようになるまで五年ほどの経験が必要という。センターに長年通う子どもがいる父親（41）は「今まで受けられていた治療が受けられなくなると、医療の質が担保されなくなるのではないかと不安を口にした。（浅井弘美）」

## 県が要医療ケア家族を支援 体制整備へ協議会 関係機関連携 家族に一時休息

佐賀新聞 2018年1月30日

自宅で人工呼吸器や胃ろうなどを使用する医療的ケアが必要な子どもとその家族の支援に向け、佐賀県は関係分野の横断的な連絡協議会を設置する。福祉だけでなく医療や教育など関係機関が連携することで、レスパイト（一時休息）の環境づくりなどを進める。2018年度末までに地域ごとの設置を目指す。

医療的ケアが必要な子どもは全国的に増えており、県は16年度末時点で未就学児約50人、小中学生約100人を把握している。国は16年の児童福祉法改正で、関連分野の連絡調整を行う体制整備を努力義務として規定したが、県内では未整備だった。

新設の協議会は保健、医療・看護、障害福祉、保育、教育、行政の6分野22人で構成する。制度面の情報を共有したり各分野の課題を整理したりして体制の基盤づくりや調整を行い、各地域に設ける協議会の参考にする。関係機関の連携を進め、個別ケースごとに柔軟で横断的な対応ができる体制を目指していく。

医療的ケア児に関しては、家族のレスパイトの環境づくりなどが課題で、普段の買い物に行く際などの預け先が不足していたり、地域によっては受け皿の施設がなかったりする。県は本年度予算で、医療保険とは別枠で訪問看護師を派遣する事業や、受け入れ側の施設に対する機材整備などの補助を実施している。

県障害福祉課の担当者は「家族の要望などを関係機関で共有してもらい、地域ごとに既存の病院や施設などでも対応できるような連携体制づくりにつなげたい」と話す。

## 無届けホーム急増 県内65件、全国で1207件

神戸新聞 2018年1月30日

厚生労働省の調査によると、無届けの有料老人ホームは2016年で全国1207件（調査中含む）に上り、5年間で約5倍に増加した。兵庫県内は65件で、うち姫路市が29件、神戸市が16件。全国では行政指導に従わない悪質な施設もあり、国は4月から「事業停止命令」の規定を新設するなどして指導を強化する。

無届けホームを巡っては、09年に群馬県の施設で10人が死亡した火災で、火災報知機の未設置などが問題になった。14年には東京都内の施設で認知症の人たちをベルトで縛るなどの虐待行為が発覚した。

一般財団法人「高齢者住宅財団」（東京）によると、問題の背景には、身寄りのない低所得者の受け入れ先が少ないことなどが挙げられる。正規の老人ホームは空き数が少ない上、住宅型有料老人ホームの利用料は平均で月12万6千円。一方、無届けは既存住宅の転用などのため、利用料は安価で抑えられるという。

患者の早期退院を促すために、病院やケアマネジャーなどが無届けの施設を紹介することもあり、同財団は「法令違反の施設に入居させないよう、情報を共有し、取り組みを強化することが重要」と指摘する。

同財団の高橋紘士特別顧問は「無届けは外部のチェックが入りにくく、虐待などの発見

の遅れにもつながりかねない」と指摘。その上で、「低所得者を受け入れられる場所が増えるよう、既存建物を活用する場合は、法定基準を満たすための負担を軽減させる政策が必要」と話す。(篠原拓真、小森有喜)

## 火災の集合住宅 実は…無届けの有料老人ホームか 神戸新聞 2018年1月30日



昨年12月、火災があった「シルバーハウスこすも」。老人ホームの届け出がされていなかった＝神戸市中央区脇浜町2

神戸市中央区で昨年12月に火災が起きた7階建て集合住宅が、事実上、有料老人ホームとして運営されながら、老人福祉法に基づく届け出がされていなかったことが29日、分かった。入居していた高齢者ら十数人にけがはなかったが、誘導灯なども未設置で、消防法に違反していたことも判明。一方、経営者の男性は「建物は福祉施設(有料老人ホーム)でなくアパートだ。住んでいる人に食事を提供しているだけ」と説明している。(篠原拓真、小森有喜)

神戸市中央区脇浜町2の「シルバーハウスこすも」。1階は食堂で、2～5階が入居者のスペース(計30戸)、6～7階がこすもの経営者の男性らが居住している。2017年12月23日午前1時20分ごろ、3階の一室から出火し、約20平方メートルを焼いた。市消防局によると、スプリンクラーは作動したが、誘導灯はなく、防火管理者も選定されていなかった。

15年6月、入居者が救急搬送されたのをきっかけに同局が査察。福祉施設とみなし、誘導灯などがなかったことから、17年10月、適正な防火設備設置を求める改善命令を出した。その後、改善計画書は提出されたが、対策が取られないうちに火災が発生した。

一方、老人福祉法では、高齢者を入居させた上で、入浴や排せつ、食事の介護▽食事の提供▽洗濯や掃除▽健康管理—などのいずれかをしていれば「有料老人ホーム」に該当するとしている。

市高齢福祉課は15年、市民からの通報で、同施設の存在を把握。高齢者を住ませ、食事も提供しているなど、事実上の有料老人ホームとして運営されている疑いがあることを確認した。届け出がないため、建物への立ち入り調査をしようとしたが、経営者の男性と会えず、年1回、調査用紙を送っている。

神戸新聞社の取材に経営者の男性は「祖父母の代から同じように運営しており、今の建物もアパートとして許可をもらった。入居者の高齢化が進み、福祉施設のように言われるが、若い人も入居できる」と弁明。「法律が変わったからと言われても、基準に合うように建て替えてできない。商売をやめろということか。住んでいる人はどうするんだ」と反論した。

市高齢福祉課は「まず届け出をしてほしい。基準に合っていないからすぐに建て替えという話ではなく、基準に達していない部分を公表した上で運営することも一つの方法」としている。

## 「同志社大学-理化学研究所連携研究室」が始動 共同通信 PR 2018年1月29日

学校法人同志社 同志社大学 国立研究開発法人 理化学研究所  
1月18日、同志社大学学研都市キャンパスにおいて同志社大学研究開発推進機構(横川隆一機構長)と理化学研究所医科学イノベーション推進プログラム(小安重夫プログラムディレクター)の共同研究を実施する連携研究室の整備が完了しました。

同志社大学赤ちゃん学研究センター(小西行郎センター長)と理化学研究所医科学イノベーション推進プログラム(小安重夫プログラムディレクター)の健康医療データ多層

統合プラットフォーム推進グループ（桜田一洋グループディレクター）は、2017年5月1日から「生体リズムに着目した発達障害の解析」、11月1日から「胎児心電図計測技術の高度化」の共同研究を進めています。

発達障害の原因は複雑で多岐にわたり、その発生過程は不明な点が多いのが現状です。本共同研究は、発達障害児の多くが睡眠障害を伴っており、睡眠治療によって発達障害の症状が改善するという三池、小西らの臨床的な発見に基づき、発達障害の新しい診断法と治療法の開発を目的としてはじめられました。

本共同研究では、妊娠期から乳幼児期までの様々なデータを取得し、発達障害の発症のリスクとなる多様な環境要因を明らかにすることを目指しています。

本プロジェクトを推進するために、同志社大学と理化学研究所の研究者がともに活動できる場を設けることとし、11月1日に「同志社大学-理化学研究所連携研究室」を設置し、理化学研究所の特別研究員（ポスドク）も学研都市キャンパスに着任しました。

赤ちゃん学研究センターの小西行郎センター長は、「赤ちゃん学研究センターは、胎児期からの発達原理と発達障害の発生メカニズムの解明に向けて、異分野融合の新しい学問領域を創造しようと活動しています。これまでの研究によって胎児のもつすばらしい能力を明らかにし、出生後もみずから動き、成長、発達する赤ちゃんという新しい赤ちゃん観をつくり出してきました。この連携研究室を活動の場として、高度なビッグデータ解析技術を持つ健康医療データ多層統合プラットフォーム推進グループと、発達障害の発症メカニズムの解明を強力に進めて行きます。」と決意を新たにしています。

理研の桜田一洋グループディレクターは、「国内有数の発達障害に関する研究機関である同志社大学赤ちゃん学研究センターとともに活動できる場を同志社大学がご提供下さったことに厚く御礼を申し上げます。多くの医療機関と連携して、質の高い、多くの臨床データを集積でき、かつその解釈が可能な赤ちゃん学研究センターとビッグデータ解析技術に優れた理化学研究所とが共同することで、発達障害の原因解明や予見や診断のアルゴリズムを開発することが可能になると確信しています。」と述べています。

なお、同志社大学研究開発推進機構と、けいはんな学研都市で事業を展開しているところである理化学研究所の科学技術ハブ推進本部医科学イノベーションハブ推進プログラムは、今後、両者の持てるポテンシャルを基に、様々なテーマに関する共同研究の構築、引いては第2、第3の連携研究室の発足を願って、「同志社大学-理化学研究所連携研究室」の英語名称を「DOSHISHA-RIKEN Joint Laboratories」としました。

（研究概要）

○「生体リズムに着目した発達障害の解析」

リズム障害並びにリズムの同期障害に基づく発達障害発症のメカニズム、特に妊娠期間中の炎症を起点とするスキームを明らかにするため、妊婦、胎児、幼児の各種データ（胎動、心電図、睡眠等）、並びに睡眠障害児や自閉症児の生体リズムデータ等を連携機関より匿名化して収集、集積した上で、両者共同で解析・解釈し、リズム障害あるいはリズムの同期障害から発達障害が生じる仕組みの理論モデルを構築する。併せてリバーストランスレーション研究を通して、モデルで提案された自閉症発症メカニズムの因果関係の解明に取り組む。

○「胎児心電図計測技術の高度化」

胎児心拍モニターの計測に影響を与える胎児の顔の位置と計測器の貼り方に拘らずに胎児エコー計測データを取得するため、胎児心拍モニターと胎児エコー計測器を使って、胎児の顔の位置と胎児心拍モニターの計測器の貼り方、胎児エコー計測データの相関関係を見出し、計測値を適切に読み替えるアルゴリズムを開発する。

月刊情報誌「太陽の子」、隔月本人新聞「青空新聞」、社内誌「つなぐちゃんベクトル」、ネット情報「たまにブログ」も  
大阪市天王寺区生玉前町5-33 社会福祉法人大阪手をつなぐ育成会 社会政策研究所発行

